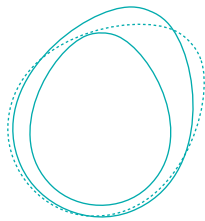
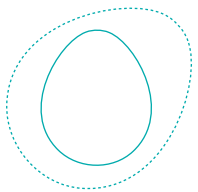
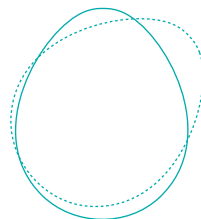
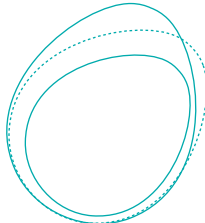
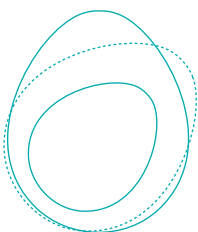
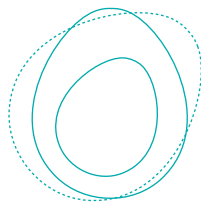
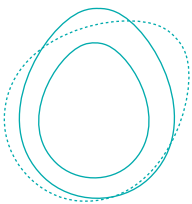
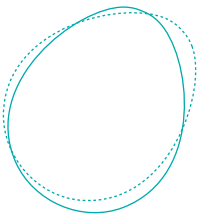
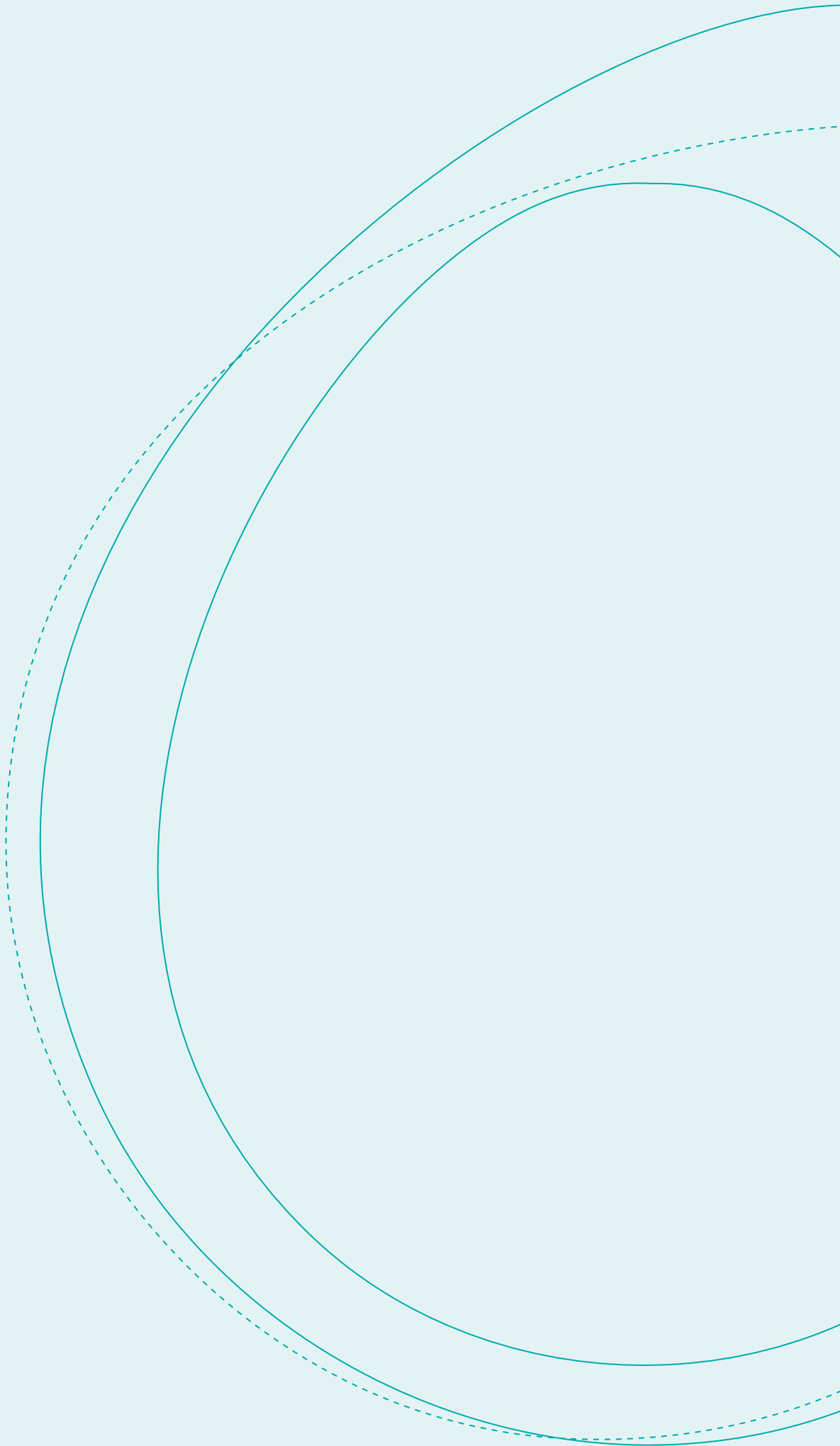


日立キャピタル損保の現状 2013



Hitachi
Capital
Insurance
Disclosure
2013





はじめに

日頃より、皆さま方のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取り組みおよび事業活動の現状をわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「日立キャピタル損保の現状 2013」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、少しでも皆さまのお役に立てば幸いと存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

プロフィール	3
代表的な経営指標	4
経営方針	5
1. 会社の業務内容と運営	
■ 主要な業務	7
■ 取扱商品	7
■ お客さまサービス	8
■ 保険の仕組み	10
■ 約款その他について	10
■ 保険料	10
■ 保険金のお支払い	11
■ 保険の募集	11
■ コーポレート・ガバナンス体制	13
■ 内部統制システムの構築	14
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み	15
■ 個人情報保護宣言	16
■ 利益相反管理基本方針の概要	19
■ 反社会的勢力への対応に関する基本方針	19
■ リスク管理の体制	20
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	21
2. 会社の主要な業務に関する事項	
■ 平成24年度の事業の概況	23
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	23
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	24
■ 経理に関する指標	27
■ 資産運用に関する指標	30
■ 特別勘定に関する指標	34
■ 責任準備金の残高	34
■ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	34
■ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	34
3. 財産の状況	
■ 計算書類	36
■ リスク管理債権	44
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）	44
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	44
■ ソルベンシー・マージン比率	45
■ 時価情報等	46
■ 備考	47
■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性についての確認書	47
4. 会社の概況と組織	
■ 組織	49
■ 株主・株式の状況	50
■ 役員の状況	52
■ 従業員の状況	53
■ 保険会社およびその子会社等の概況	53
日立キャピタルグループ	54

プロフィール

当社の概要	設立	平成6年（1994年）6月
	資本金	62億円
	総資産	117億円
	本社所在地	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル
	役員※	代表取締役 取締役社長 本多 洋 取締役 堀越 伸也 取締役（非常勤） 川部 誠治 監査役（常勤） 小野 秀樹 監査役（非常勤） 百井 啓二 監査役（非常勤） 山中 敏弘
	従業員数	95名
	代理店数	132店
	株主	日立キャピタル株式会社（保有割合79.4%） 株式会社損害保険ジャパン（保有割合20.6%）
	格付※	「A」（安定的） スタンダード&プアーズ社：保険財務力格付け (平成25年3月31日現在) ※役員および格付につきましては平成25年7月1日現在で記載しております。

当社の沿革

平成6年 (1994年)	6月 ユナム・コーポレーション（本社：米国メーン州）の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立 7月 損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」（GLTD）等の商品認可を取得し創業
平成8年 (1996年)	6月 GLTDのラインアップに「業務上の身体障害等担保特約」付帯商品（OLTD）を追加し発売 個人向けのLTDとして「長期障害特約付帯所得補償保険」（ILTD）を発売
平成9年 (1997年)	5月 GLTDのラインアップに「債務返済支援特約」付帯商品（CLTD）を追加し発売
平成11年 (1999年)	6月 親会社のユナム・コーポレーションがプロヴィデント・カンパニーズ（本社：米国テネシー州）と合併してユナム・プロヴィデント・コーポレーションとなる 7月 個人向けのLTDとして新たに「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）を開発し発売
平成16年 (2004年)	1月 発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社が取得し日立キャピタルグループの一員となる 4月 社名を日立キャピタル損害保険株式会社に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインアップに追加し発売 日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパンに対し保有株式の一部（35%）を譲渡 9月 スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付け「A」（安定的）を取得
平成19年 (2007年)	1月 取引信用保険の商品認可を取得 12月 取引信用保険の引受を開始
平成20年 (2008年)	1月 財務基盤の強化を目的とした増資を実施、資本金51億5,250万円となる 3月 事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる 12月 「保証機関型信用保険」、「費用・利益保険（残価補償保険）」の商品認可を取得
平成22年 (2010年)	10月 職種別であった「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）の料率を一本化した「リビングエール」を発売
平成23年 (2011年)	4月 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と、貿易保険業務に係る業務委託契約を締結
平成25年 (2013年)	4月 約定履行費用保険の商品認可を取得

代表的な経営指標

正味収入保険料	3,652百万円	前期比7.2%の減収となりました。
正味損害率	30.2%	前期比1.8ポイント上昇しました。
正味事業費率	43.3%	前期比2.9ポイント上昇しました。
保険引受利益	827百万円	前期比485百万円の増益となりました。
経常利益	846百万円	前期比454百万円の増益となりました。
当期純利益	579百万円	前期比309百万円の増益となりました。
ソルベンシー・マージン比率*	1,834.1%	前期比11.5ポイントの改善となりました。
総資産額	11,714百万円	前期比778百万円増加しました。
純資産額	4,665百万円	前期比589百万円増加しました。
その他有価証券評価差額金	11百万円	前期比10百万円増加しました。

* ソルベンシー・マージン比率：P.45の解説をご覧ください。

[経営理念]

時代の変化や新たなニーズに対応した
新しい解決策を提供し続けることによって
人々の暮らしに安心をお届けし、
豊かな社会の実現に貢献します。

[経営ビジョン]

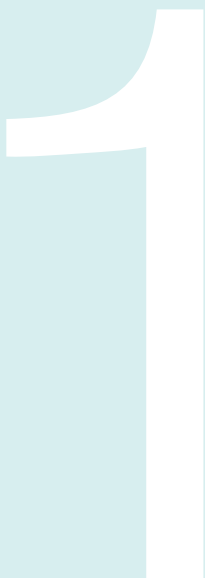
1. 健全な企業風土の醸成に努めるとともに、企業倫理の実践により社会から信頼される保険会社をめざします。
2. 特色ある商品と高品質なサービスを提供することによって、常にお客さまから選ばれる『オンリー^{ワン}』の保険会社をめざします。
3. 自律した個人が互いに個性を尊重し、その力を結集することで会社の成長につなげるとともに自らも成長できる、社員全員が誇りの持てる保険会社をめざします。

[行動指針]

1. 『高い倫理観』
企業の社会的責任を自覚し、法や社会規範に則り、高い倫理観を持って行動します。
2. 『お客さま志向』
常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。
3. 『付加価値の創造』
あくなき探究心をもって、常に付加価値の高い商品・サービスを創造します。
4. 『変化への挑戦』
変化をチャンスと捉え、新たな課題に積極かつ果敢にチャレンジします。
5. 『強い責任感』
社員一人ひとりが自律し、誇りと責任を持って行動します。

1. 会社の業務内容と運営

■ 主要な業務	7
■ 取扱商品	7
■ お客さまサービス	8
■ 保険の仕組み	10
■ 約款その他について	10
■ 保険料	10
■ 保険金のお支払い	11
■ 保険の募集	11
■ コーポレート・ガバナンス体制	13
■ 内部統制システムの構築	14
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み	15
■ 個人情報保護宣言	16
■ 利益相反管理基本方針の概要	19
■ 反社会的勢力への対応に関する基本方針	19
■ リスク管理の体制	20
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	21



当社が行っている主要な業務は以下のとおりです。

■ 損害保険業

- 保険の引受 傷害保険（うち主として団体長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険など）の引受、およびその再保険の引受
火災保険の引受（新規のご契約は現在お取り扱いしておりません）
地震保険の引受
信用保険の引受
- 資産の運用 保険料として収受した金銭その他の資産の運用

■ 業務の代理・事務の代行

他の保険会社の業務の代理または事務の代行（他社からの委託に基づく団体長期障害所得補償保険等の保険事故調査その他）

取扱商品

■ 商品の一覧（主な販売商品とその概要）

ケガや病気による所得の喪失に備える保険

- 長期の補償（LTD：ロング・ターム・ディサビリティ）

[団体向け]

団体長期障害所得補償保険 (GLTD)	企業その他の団体を契約者とし、その企業の従業員または団体の構成員等を被保険者として、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険で、対象期間（保険金支払限度期間）を、最長で定年退職年齢に達するまでというように、極めて長期に設定できる点を特長とします。
---------------------	---

業務上の危険対象外特約付帯 団体長期障害所得補償保険 (NOLTD)	上述のGLTDと同様の商品ですが、補償の対象を業務外の傷病による就業障害に絞った商品です。労災認定があった場合の補償をカットすることにより保険料が割安になっています。
------------------------------------	---

債務返済支援特約付帯 団体長期障害所得補償保険 (CLTD)	金融機関等を契約者とし、その金融機関等から住宅ローンを借りている方々を被保険者とするLTDで、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、ローン返済にあてる額を長期にわたって補償することによって、返済の円滑な継続をサポートします。
--------------------------------	---

学業継続支援特約付帯 団体長期障害所得補償保険 (TLTD)	学校等を保険契約者とし、学生・生徒・児童の扶養者を被保険者とするLTDで、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、卒業予定年月までを限度に学費等にあてる額を補償することで、学校生活の円滑な継続をサポートします。
--------------------------------	---

[個人向け]

長期就業不能所得補償保険 「リビングエール」	個人でご契約いただくLTDで、GLTDと同様、ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償します。
------------------------	---

火災や災害などによる住宅や家財の損失に備える保険

住宅火災保険 「しあわせマイホーム」（新規のご契約は現在お取り扱いしておりません。）	大切な住まいや家財について、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめ、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、水ぬれ等の損害を補償します。 また、地震保険をあわせてご契約いただくことで、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます）・損壊・埋没・流失による損害についても補償します。
--	--

信用保険の提供

■ 新商品の開発について

当社では、上述した取扱商品に関して、豊富な引受実績に基づく経験とノウハウの蓄積に努め、それを通じてお客様のニーズを把握しながら、独自商品の研究・開発に継続的に取り組んで、この分野における新商品開発に関して常に業界をリードするよう、努力を重ねております。（これまでの商品開発の概況につきましては、P.3「当社の沿革」をご参照ください。）

お客さまサービス

■ 各種サービスのご提供について

当社では、取扱商品のうち、長期所得補償保険の補償内容と関わり深いサービス・メニューを以下のとおり取り揃えて、お客さまが不意のご病気やケガのためにお仕事を長期に休まざるを得なくなられた場合のほか、日常生活における悩み事・健康面に関するご相談に応ずる等、保険金のお支払い以外の面でもお役に立つことができますよう努めております。

～長期所得補償保険にご加入の方および同居のご家族向けのサービス～

24時間電話日常生活なんでも相談ホットラインサービス（無料）

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話によるご相談を承ります。カウンセリングだけでなく、各分野における専門家からのアドバイスを受けることができます。心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役立てください。

業務委託先：株式会社セーフティネット

24時間電話メディカルヘルプ・ホットラインサービス（無料）

看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による身体の健康・医療に関するご相談を承ります。

気になる症状が出た際の医療機関や夜間・休日でも受診できる医療機関をご案内します。

業務委託先：株式会社ライフケアパートナーズ

～長期所得補償保険の保険金をお受け取りの方向けのサービス～

社会保険労務士による社会保険請求支援サービス（無料）

退職後は、ご加入者自らが健康保険組合等に傷病手当金等を請求しなければならず大変です。当社では、社会保険のご請求でお困りのご加入者のために、どのように請求したら良いのか等、当社契約の社会保険労務士が適切なアドバイスを実施します。またご加入者に代わって、社会保険の代理請求手続き^(注)も行うことができます。

(注) 地域限定のサービスです。

再就労サポートサービス（無料）

ご病気やケガのために生じた障害を克服して再就労を果たそうとされる方を対象に、職場復帰・再就労に役立つ情報を提供します。

- ・就労に必要な器具・装置などのご紹介、購入費用に関する公的制度のご案内
- ・障害者職業センターのご紹介 など

福祉・その他の情報サービス（無料）

全国各地の福祉行政制度の内容や利用方法、日常生活や就労に関する支援、情報提供、交流などを行う各種組織や団体などをご案内します。

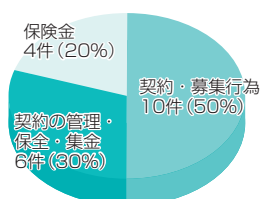
■ お客さまの声に対する取組みについて

当社は行動指針の1つに、「お客さま志向」（常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。）を掲げております。お客さまから寄せられたご意見やご要望・苦情を「お客さまの声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応させていただくとともに、お寄せいただいたお客さまの声を基に業務の改善に取組み、今後もお客さま志向に立ったよりよい保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

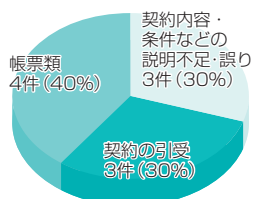
■ お客さまの声受付状況

当社へ寄せられた2012年度の「お客さまの声」項目別・内容別内訳は以下のとおりです。

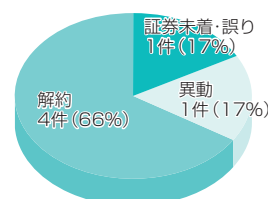
〔お客さまの声項目別内訳〕



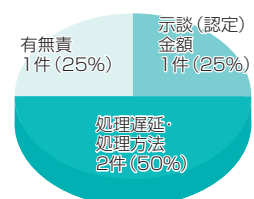
〔契約・募集行為に関するお客さまの声〕



〔契約の管理・保全・集金に関するお客さまの声〕



〔保険金に関するお客さまの声〕



■ 当社へのお問い合わせ・ご相談について

お客さまからのお問い合わせやご相談などは、次の窓口で承ります。

	受付時間	TEL	担当部署
お問い合わせ窓口	平日 9時～17時	フリーダイヤル：0120-815-366	お客様相談室

保険金請求のご連絡については、P.11「保険金請求についてのご連絡・ご相談について」を参照してください。

■ 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

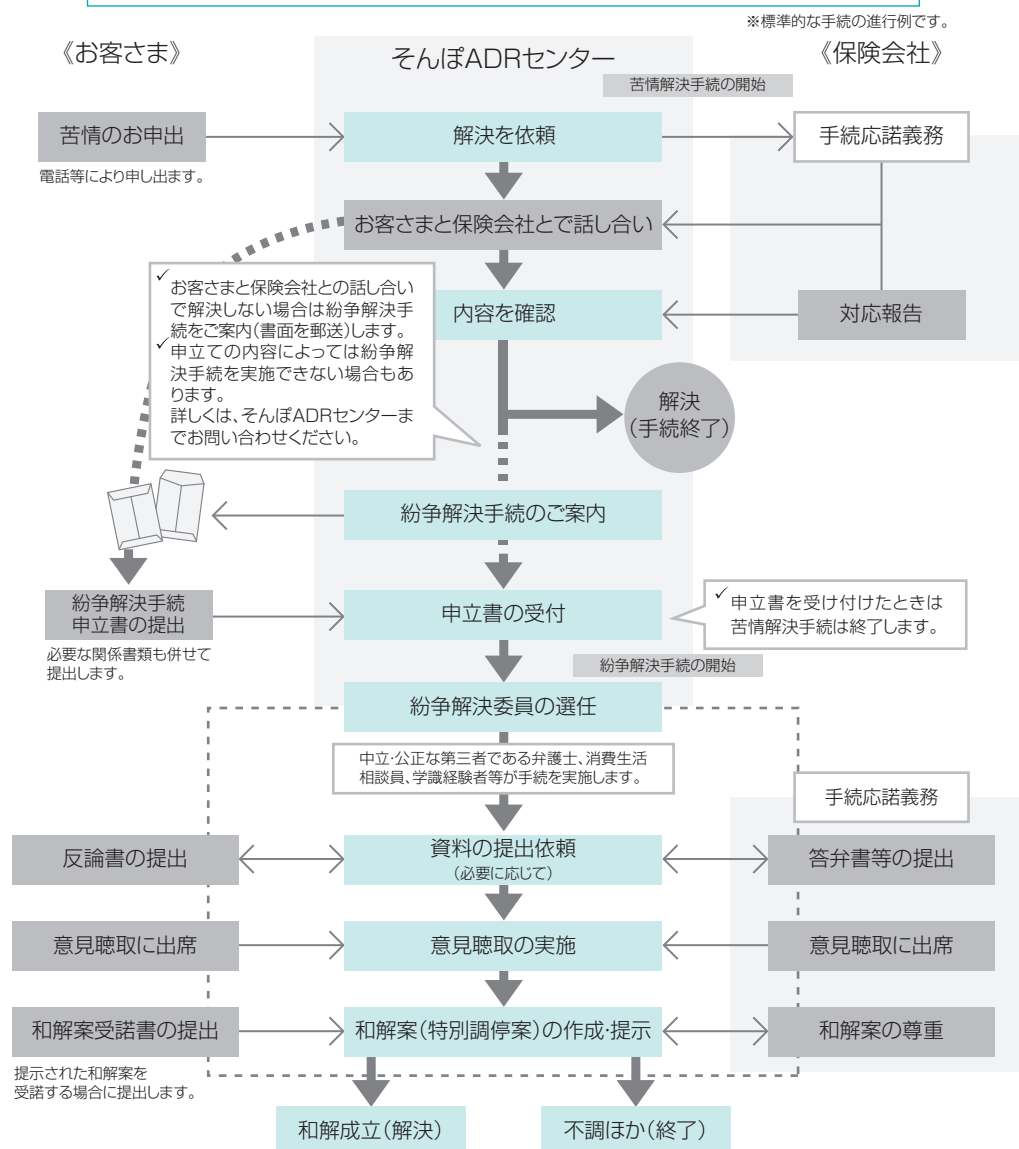
当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808
 IP電話やPHSから 03-4332-5241
 （受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ



保険の仕組み

■ 保険制度…損害保険とは

損害保険とは、同種の危険にさらされている多数の人々の間で、その危険が顕在化して事故が生じる確率や規模を統計的な根拠に基づいて算出し（これは、個々に見れば偶発的な事故であっても、同種の事故を多数集めてみれば発生確率が一定の値に近づくという、「大数の法則」に基づいています）、その結果に従って、各人の危険度に応じて割り当てた比較的少額の資金（＝保険料）を全員が前もって拠出して事故に対する備えとして貯えておき、こうして集まったファンドの中から、実際に事故が発生して経済的な被害を受けた人に対して所定の給付（＝保険金の支払）を行う仕組みです。

この仕組みによって、事故による被害を受けた人だけが自らの損害を全て負担して埋め合わせることに比べて、少額の負担で大きな補償を予め確保しておくことが可能となります。こうして損害保険は、個人生活や企業活動の経済的安定を図るうえで重要な役割を果たします。

■ 保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がその報酬（保険料）を支払うことを約束する契約であり、以下のような性格が挙げられます。

- ・双務契約（契約の両当事者が互いに対価を支払い合う債務を持つ契約）であること
- ・有償契約であること
- ・諾成契約（当事者間の合意＝申込みと承諾＝が口約束としてあることだけで成立する契約）

一方実務的には、保険会社は多数の保険契約を引き受けるにあたって、迅速で正確な処理を要するため、契約の申込みに関しては定まった様式の保険契約申込書を使用し、引き受けたことの証しとして保険証券または保険引受証を作成して保険契約者に交付します。

■ 再保険

保険は、先に述べたように「大数の法則」に立脚した仕組みであり、保険会社にとって、この法則が実際に働いて事故の発生率が一定の水準に保たれるためには、できるだけ多くの契約を集めることが必要となりますが、そうして多数の契約を集めた結果、ひとたび事故が発生すれば巨額の損害を生じ得る契約や、同一の事故によって同時に損害を生じ得る多数の契約を、併せて引き受ける結果となる可能性があります。そうした場合、保険会社は、巨額となり得る保険金の支払責任を一社単独で負うことを回避するため、国内外の他の保険会社に対価（すなわち保険料）を支払うことによってその責任の一部を肩代わりしてもらうことを行います。この、いわば「保険の保険」を「再保険」といい、一保険会社が単独で引き受けられる契約の量や規模を補うと同時に、引き受けるリスクを平準化し分散させる働きがあり、そのことを通じて、それぞれの保険事業経営の安定に寄与する役割を担っています。

一般に、保険会社がリスクを他の保険会社に転嫁する行為を「出再」、リスクを他の保険会社から引き受ける行為を「受再」と呼び、出再にあたっては、再保険契約締結により自社の経営の健全性を損なうことがないように適切な再保険会社を選定し、受再においては、再保険契約の収益性とリスクを適確に評価して適切な引受を行います。

約款その他について

■ 約款

保険契約の内容はすべて、それぞれの保険商品ごとに予め定められた約款（普通保険約款）と、これに特約が付帯される場合には該当する特約、さらに商品によっては個々の契約ごとに取り決められる協定書の中に記されています。さらに、個々の契約ごとに特定が必要な具体的事項（例：保険契約者名、被保険者名、保険期間、保険金額など）は、保険契約申込書に記入された内容をもとに、保険証券や団体契約における加入者証に記載されています。

■ パンフレット等

上述の約款その他の契約書類とは別に、保険の内容についてやさしくご理解いただけるよう、パンフレット類を適宜用意して募集にあたっています。

■ ご契約に際してご注意いただくこと

ご契約にあたっては、予めその内容について、当社の代理店または社員から、約款、特約、パンフレットや重要事項等説明書などをもとに十分説明をお受けください。特に、ご契約時やご契約後にお申し出いただくことが義務づけられている事柄（告知義務・通知義務）、保険金が支払われない事由、保険金の支払われ方、契約が失効や解除になる場合等については、よくご確認のうえ、ご理解いただきますようお願いいたします。

お申し込みの際には、所定の申込書に必要事項を正確にご記入ください。万一ご記入の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

保険料

■ 保険料の收受・返戻

保険料は、契約締結と同時に払込みいただきます（保険商品によりましては、保険料の分割払いや口座振替、クレジットカード払いなどの便利な払込み方法もお選びいただけます）。

保険のお申込みをいただいた後であっても、保険料の払込みをいただく前に発生した事故については、保険金をお支払いすることができません（保険料を分割払いされる場合においても、所定の期日までに所定の分割払保険料の払込みがないと保険金をお支払いできません）ので、ご注意ください。

保険期間中に危険（補償の対象となるリスク）の増加や減少が生じた場合には、その内容に応じて、所定の計算に従って、追加保険料を払込みいただくか、またはすでに払込みいただいた保険料の一部をお返しいたします。

保険契約が失効した場合や解除された場合には、規定に従いすでに払込みいただいた保険料の中から所定の金額をお返しすることがあります（詳しくは約款などをご確認ください）。

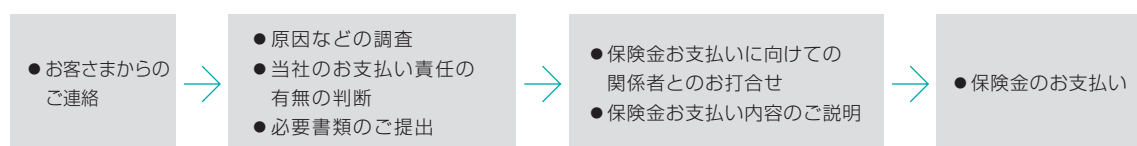
■ 保険料率

保険料率は、保険業法に基づいて当社が独自に算出し、金融庁の認可取得または金融庁への届け出を行ったうえで適用しております。

保険金のお支払い（LTDと火災保険の場合）

■ 保険金のお支払いまでの流れ

保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになります。



詳しくは、当社のホームページ [http://www.hitachi-ins.co.jp] をご参照ください。

■ 保険金請求についてのご連絡・ご相談について

保険金請求についてのご連絡やご相談は、次の専用窓口で承ります。

		受付時間	TEL
保険金請求についてのご連絡	LTD	平日 9時～17時	フリーダイヤル：0120-767-505
	火災（地震）*	24時間365日	フリーダイヤル：0120-777-640
保険金請求についてのご相談		平日 9時～17時	03-5276-9069

*ご被害の調査・確認につきましては、当社の提携先である株式会社損害保険ジャパンが対応いたします。

保険の募集

■ 契約締結のしくみ

損害保険の募集は、法律により、次の者が行うことと定められています（保険業法）。

- ①損害保険会社の役職員
- ②代理店（損害保険代理店）*とその役員・使用人
- ③保険仲立人*とその役員・使用人

（* 損害保険代理店および保険仲立人は主務官庁の登録を要します。）

損害保険にご加入の際には、これらの者のいずれかから、保険商品の内容について十分に説明を受け、契約条件や保険料などをご確認のうえで、当社所定の保険契約申込書に必要事項をご記入、押印いただき、保険料をお支払いいただきます。その際、①の損害保険会社または②の代理店は、所定の領収証を交付いたします（③の保険仲立人は、保険会社に代わって保険料を領収することができないため、保険料は直接保険会社にお支払いいただきます）。これで契約手続きは完了します。契約成立後、保険会社は保険証券を発行しますので、受領され次第、その記載内容をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

保険契約をいったん申込みされた後にその内容などを再度ご検討された結果、契約を撤回したいとされる場合のために、「クーリング・オフ」（契約撤回請求）の制度が法律上設けられています。この制度は、保険期間が1年を超える個人契約の保険商品に適用され、その場合、保険契約者または保険契約の申込者は、保険契約の申込みをした日または保険会社からクーリング・オフについての説明が記載された書類を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、保険会社あてに書面で通知することによって、契約の申込みを撤回または解除することができます。

■ 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社は平成19年4月から、ご契約をしていただく際に“重要事項等説明書”にてご契約に関する重要な事項を説明するとともに、“ご契約内容確認シート”を用意し、お申込みをいただいた保険の内容が「お客さまのご希望にそった内容になっているか」、「お客さまに対して適切な補償を適正な保険料で提供できているか」を代理店・社員が説明を行い、お客さまのご意向にそったご契約内容であることをご確認いただいております。

また、既に締結されているご契約の内容が適正であるかについても、当社におけるお客さまの契約データをもとに社内点検を実施いたしました。その後、“ご契約内容確認のお願い”をお客さまに郵送し、ご契約内容を確認していただきました。現在は、お客さまへ定期的に“ご契約内容のお知らせ”をお送りし、ご契約内容の変更・見直しをしていただく機会を提供しております。

■ 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社と代理店委託契約を結び、それに基づいて、保険会社に代ってお客さまとの間で保険契約を結び、保険料を領収することを基本業務としています。また、これに付随して、お客さまの保険コンサルタントとして、お客さまのさまざまなリスクを把握して、それに見合う適切な保険商品についての助言や推薦を行ったり、事故が起きた場合の保険金請求の手続きについてのアドバイスを行うなどの役割を務めます。

■ 代理店登録

代理店は主務官庁の登録を要し、加えて、保険募集に従事する役員や使用人を届出を要します。

■ 代理店教育

保険募集に従事する者には、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等が求められます。このため、代理店の登録および保険募集従事者の届出にあたっては、一般社団法人日本損害保険協会が実施する「損害保険募集人試験」（平成23年11月以降は「損保一般試験」）に合格することを前提要件としているほか、募集開始後も個別指導や教育研修を継続的に行っています。

■ 代理店数

当社の代理店数は、平成25年3月31日現在、全国で132店です。

■ 勧誘方針

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めており、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産の状況および購入目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情にそった商品の説明および提供に努めてまいります。
3. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、分かりやすい説明に努めてまいります。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
5. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯・場所および方法について十分に配慮してまいります。なお、お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
6. お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。
7. 万一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ適確な保険金のお支払いに努めてまいります。
8. お客さまのご意見等の収集に努め、その後の商品開発や販売活動等に生かしてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、日立キャピタルグループの一員として、お客さま、株主、代理店、社員、地域、社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすため、健全で透明性が高く牽制機能を備えたコーポレート・ガバナンスの構築に努めております。

1. 取締役会・監査役会

当社は、重要な経営判断と業務執行を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、業務執行の適切性と牽制機能の実効性の確保に努めております。当社の取締役会は、現在、社外取締役1名を含む3名の取締役（任期1年）、監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されております。

2. 各種委員会

当社では、組織横断的な計画の立案や課題の共有、業務運営の適切性を推進すべく、以下の委員会を設置しております。

(1) コンプライアンス委員会

コンプライアンスの推進は保険会社における重要な経営課題のひとつとの認識から、当社では、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンス・プログラムの推進状況の検証、不祥事件等が発生した場合の対応策および再発防止策の検討等の役割を担っております。

(2) リスク管理委員会

財務の健全性の確保および収益性の改善を図るために、当社では、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、リスク管理手法やリスクリミットの設定等について審議・決定するとともに、当社全体のリスク量のモニタリング、リスク管理態勢の点検や改善策の検討等の役割を担っております。

(3) インターナル・コントロール委員会

内部統制の推進を図るため、当社では、取締役経営管理本部長を委員長とするインターナル・コントロール委員会を設置しております。当委員会は、当社における内部統制の運営方針や管理態勢・手法について審議・決定するとともに、取組み状況の評価および改善計画の承認等の役割を担っております。

(4) 情報システム委員会

適正な情報システムの構築や運用を実施すべく、当社では、取締役社長を委員長とする情報システム委員会を設置しております。当委員会は、システム開発方針やシステム開発に関する中期計画および年次計画の審議、システム投資計画の検証等の役割を担っております。

3. 社内の監査体制

当社は、内部管理態勢の適切性や有効性を検証するために、他部署から独立した内部監査部を設置しております。内部監査部は、全ての部や室、委員会等の業務運営について内部監査を実施し、課題の発見や指摘、さらには改善方法の提言等を実施しております。また、内部監査結果について定期的に取締役会等に報告しております。

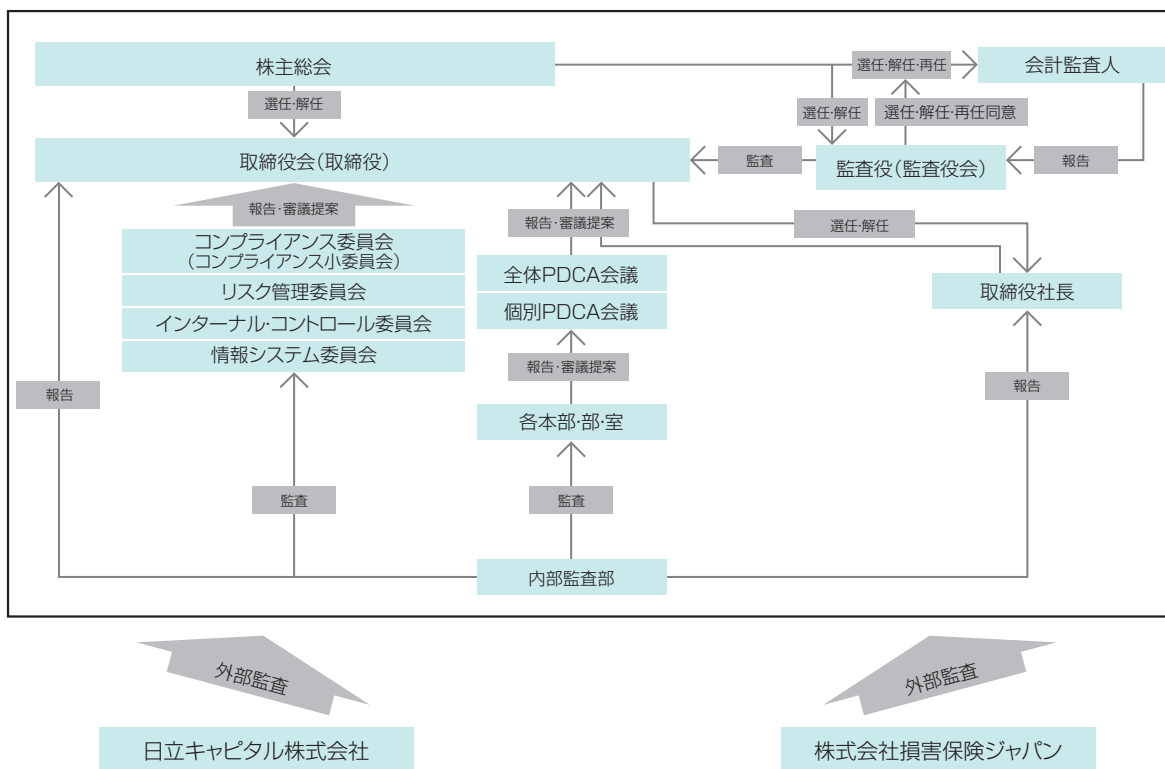
4. 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局の検査を受けることになっております。

また、会計に関する事項については新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあっております。

その他、親会社である日立キャピタル株式会社および株式会社損害保険ジャパン両社の監査部門による監査を受けております。

■ コーポレート・ガバナンスの体制



内部統制システムの構築

■ 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関して決議し、当社における業務の健全かつ適正な運営を確保し、企業統治の強化および質の向上を図ります。また、統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。その内容は以下のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（会社法362IV⑥、会社法施行規則100I④）

- (1) 当社におけるコンプライアンスを推進するために、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するものとする。
- (2) コンプライアンスに関する基本的な考え方を「コンプライアンスに関する基本方針」において定めるものとする。
- (3) 各部署にコンプライアンスリーダーを配置するとともに、全社的なコンプライアンス・プログラムに基づいて、毎年部署ごとにコンプライアンス計画を策定し、実施するものとする。
- (4) コンプライアンス上の問題が発生した場合の報告・内部通報、情報収集、調査・分析、再発防止に関する体制を整備するものとする。
- (5) 「反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断することを全社に徹底し、反社会的取引の防止に必要な管理体制および手続を定めるものとする。
- (6) 「個人情報保護に関する基本方針」を定め、個人情報の取扱が適正に行われるよう全社に徹底し、必要な管理体制および手続を定めるものとする。
- (7) 「利益相反管理基本方針」を定め、お客様の利益が不当に害されることのないよう全社に徹底し、必要な管理体制および手続を定めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（会社法施行規則100I①）

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報は、「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的方法により保存し、管理するものとする。
- (2) 取締役および監査役は、職務の執行に係る文書等を閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則100I②）

- (1) 当社におけるリスク管理を統括するために、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置するものとする。
- (2) リスク管理に関する基本的な考え方を「リスク管理基本方針」「統合リスク管理規程」等において定め、定期的にリスク量の計測、モニタリング、分析・報告を行うものとする。
- (3) 新たに生じたリスクへの対応が必要となった場合には、速やかに対応責任者を定めるものとする。
- (4) 災害対策に関する基本的な考え方を「災害対策基本規程」において定めるものとする。
- (5) 有事が発生した際の当社の重要業務の継続計画を「業務継続計画書」において定めるものとする。
- (6) リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予想される場合には、リスク管理委員会の審議を経て取締役会に報告し、必要な対策を決定し、適宜実施・徹底するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則100I③）

- (1) 取締役および使用人が共有する中期的な目標、年度予算を定め、この達成のための方法を定め、実行するシステムを構築するものとする。
- (2) 取締役の意思決定の迅速化を図るため、取締役会の他、取締役、常勤監査役、保険計理人、本部長、部長、室長をメンバーとする全体PDCA会議を定期的に行い、重要案件の審議、報告を行うとともに、情報の共有化、問題の共通認識を図るものとする。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社において必要な体制の整備を行うものとする。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則100I⑤）

親会社である日立キャピタル株式会社が構成する金融グループに属することに留意し、以下に定める方法等により、適正な業務遂行を図るものとする。

- (1) 日立キャピタルグループのグループ経営会議への参加によるグループ全体の経営方針、経営情勢動向の把握

- (2) 日立キャピタルグループの日立キャピタルグループ監査役協議会への参加によるグループの内部統制に関する情報の共有と適正な監査水準の維持
- (3) 親会社の監査部門による定期的な監査の実施
- (4) 親会社のコンプライアンス部門との定期的な情報交換の実施によるコンプライアンス上の問題や課題の把握
- (5) 親会社との取引は、業務上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格による適正取引を確保

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則100Ⅲ①)

監査役はその職務を補助すべき使用人として、経営企画部または内部監査部所属の使用人を選出し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則100Ⅲ②)

監査役からその職務を補助すべき使用人として、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令に服さないものとする。また、取締役は、当該使用人に関する人事・処遇を変更する（ただし、重要な内容に限る。）ときは、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則100Ⅲ③)

- (1) 監査役は、取締役会、全体PDCA会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席することができるものとする。
- (2) 取締役は、以下の事項を監査役に報告しなければならないものとする。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
 - ② 毎月の経営状況として重要な事項
 - ③ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ④ 反社会的取引および反社会的勢力による被害の発生の状況
 - ⑤ 重大な法令または定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
- (3) 取締役および使用人は、監査役から質問等があったときは、監査役会あるいは当該監査役に対し、必要な資料を添えて回答しなければならないものとする。
- (4) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告するものとする。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100Ⅲ④)

- (1) 監査役は、取締役または使用人に対し、監査業務に必要な事項に関してヒアリングを実施し、必要な資料の提出を命令し、または閲覧することができるものとする。
- (2) 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告書を受領するとともに、必要に応じて監査実施状況の聴取を行うものとする。
- (3) 監査役は、取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を実施することができるものとする。

11. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社の内部監査の実効性を確保するために、内部監査部の被監査部署からの独立性、内部監査に係る規程や計画、組織・態勢の整備等に関する事項を「内部監査基本方針」に定め、これに必要な態勢を整備するものとする。

コンプライアンス(法令等の遵守)への取り組み

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的責務を負っており、加えて、金融の自由化による規制緩和の進展に伴い、自己責任に則した厳正な企業姿勢が求められています。

当社は、役職員の行動規範としての「コンプライアンス宣言」「経営理念」「経営ビジョン」「行動指針」およびコンプライアンス・マニュアルのもと、全役職員のコンプライアンス意識の醸成を図っております。また、コンプライアンス・プログラムを策定し、各施策を確実に実行することにより、業務改善に取り組んでおります。

コンプライアンス運営体制として、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスおよび企業倫理の確立に努めております。また、各部コンプライアンス・リーダーのもと、コンプライアンスの推進・管理を図っております。

個人情報保護宣言

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

主な取得方法：

- ①保険契約申込書等、保険契約に係る書面
- ②保険金請求書等、保険金支払いに係る書面
- ③インターネット等による資料請求依頼

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記（6）に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ①当社が取扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険金支払時の査定業務を含みます。）を行うため。
 - ②他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
 - ③市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
 - ④その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- 尚、詳細については、「個人情報の利用目的について」をご覧ください。

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。

(3) 個人情報に関する本人同意

- ①個人情報を取得する場合は、ご本人の同意を、原則として書面により得るものとします。
- ②ご本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人および被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとします。
- ③利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

(4) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（下記（5）個人データの取扱いの委託をご覧ください。）
- ・一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等間で共同利用を行う場合（下記（6）情報交換制度等をご覧ください。）

(5) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険契約の募集に関わる業務（保険料口座振替業務、保険証券等の発送業務等）
- ・保険金支払い時の査定調査に関わる業務
- ・情報システムの保守・運用に関わる業務

(6) 情報交換制度等

① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為の排除を行うため、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) または損害保険料率算出機構のホームページ (<http://www.giroj.or.jp>) をご覧ください。

② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(7) 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(9) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店又は店頭にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

(10) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記（12）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(11) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記（12）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(12) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

電話 0120-815-366（受付時間：平日午前9時～午後5時）

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

(13) 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 0570-022808（受付時間：平日午前9時15分～午後5時）

URL <http://www.sonpo.or.jp>

「個人情報の利用目的について」

当社は、P.16「個人情報保護宣言」の（2）に掲げる利用目的を含め、以下の目的のために個人情報の取得・利用・提供を行います。

(1) 契約情報

- 損害保険契約の申込みに係る保険契約の引受審査、引受の判断
- 損害保険契約の締結、保険料等の収受及び契約の履行
- 損害保険契約に付帯するサービスの提供
- ご本人かどうかの確認
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(2) 事故情報

- 損害保険契約の保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含む）
- 損害保険契約の保険金等の支払いの判断・手続き、その他契約の履行・管理
- 保険事故に係る各種付帯サービスの案内または提供
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(3) その他

- 当社が取扱う金融商品、および各種サービスの案内、または提供
- 損害保険商品等の金融商品、各種サービスの代理、媒介、取次
- 各種イベント・キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- 新たな商品・サービスの開発のための、市場調査、データ分析ならびにアンケートの実施
- 問い合わせ・依頼等への対応
- 当社が有する債権の回収
- 保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為の排除、ならびに損害保険代理店への適切な委託・監督を行うための、損害保険会社等との間の共同利用
- 当社が、上記（1）、（2）および（3）の業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること
- 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された業務の適切な遂行
- お客様とのお取引を適切かつ円滑にするための利用・提供

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。

利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に管理するため、「利益相反管理基本方針」を定めます。

1. 対象取引および特定方法

<1>対象取引

「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、当社の関連会社のうち、【別表】に掲げる金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

<2>対象取引の類型および特定方法

対象取引には(1)に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、(2)に掲げる事情、その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

(1) 対象取引の類型

- ①お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- ②お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ③当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関が利益を得る取引
- ④当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

(2) 判断する事情

- ①お客さまの利益を優先すべき合理的な状況がある場合
- ②お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社または当社グループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法、その他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ②対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ③対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ④対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 組織体制

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

【別表】 日立キャピタル株式会社
日立キャピタル信託株式会社

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため、以下のとおり基本方針を定めております。

1. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを行う。

2. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関と綿密に連携する。

4. 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役員等々の安全を確保する。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

リスク管理の体制

企業の活動は、どのような業種、分野であっても必然的にリスクを伴うものであり、企業経営においては、発生し得るリスクを予め適確に把握し予測（評価）して事前に効果的な対策を講じることによりリスクを制御すること、すなわちリスク管理が求められます。

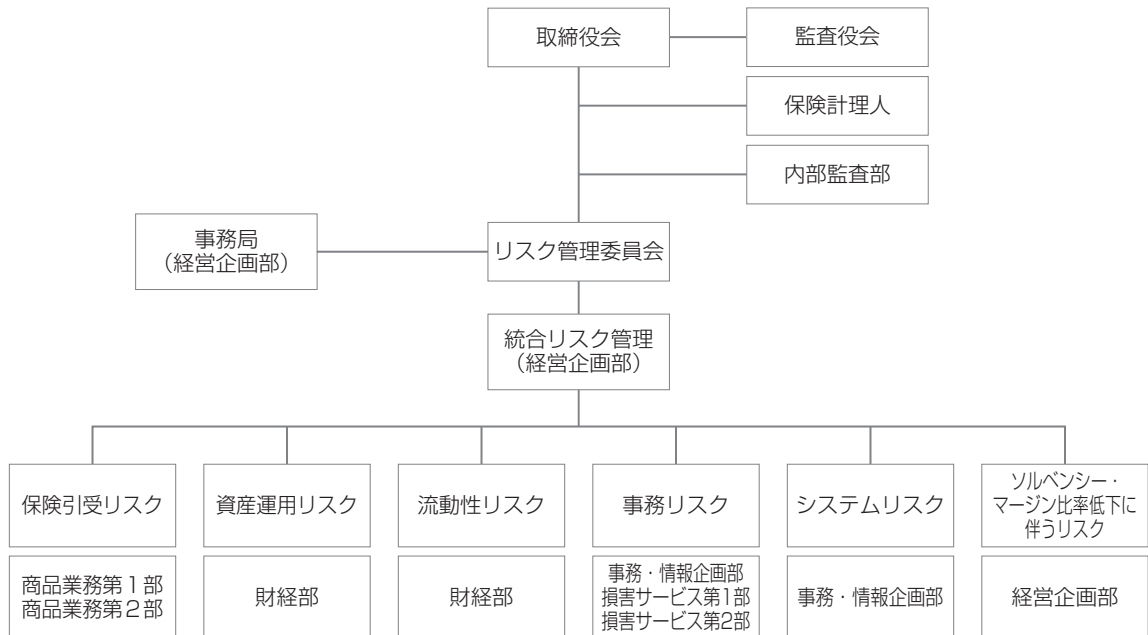
保険会社の場合には、保険の引受という業務自体がリスク管理の考え方に基づいていることに加えて、資産運用、システムの構築と運用、事務処理などの各業務分野においてそれぞれのリスク管理が求められます。また保険会社は、お客さまからの保険料をもとに将来の保険金や返戻金のお支払いに備えるべき立場にあり、そのため長期にわたって健全で安定した事業運営を求められることから、リスク管理は大変重要なものといえます。

こうした認識のもと、当社では取締役会においてリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を直属機関として設置し、リスク管理の実効性確保に努めております。リスク管理基本方針において、管理対象とすべきリスクを、「統合リスク」「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」「ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク」に分類し、それぞれのリスクの管理を担当する部署を定め、各リスクの主管部署においてリスクの把握・モニタリング・分析・管理を行っております。

各リスクの管理主管部署は、定量・定性両面からリスクの評価に努め、リスクの状況を把握するとともに、定期的、または必要に応じてリスク管理委員会にリスク管理状況を報告しております。リスク管理委員会は管理主管部署から報告を受けることにより、リスクの状況を適確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

また、統合リスク管理として、保険引受リスクと資産運用リスクを対象に、統計的確率モデル等合理的な手法により算出された会社全体の統合リスク量を測定し、自己資本範囲内に収まっていることをモニタリングしています。

リスク管理体制



■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各保険商品（種目）毎に安定的な保険金支払いが可能となるよう適切な商品の開発・保険料率の設定を行うとともに、所定の引受基準に基づき保険引受を行っております。また、保有基準を設定し、これを超過する契約を引受ける場合は、取締役会の承認を経るか、再保険により危険分散を図り過度なリスク集中を回避しております。

再保険契約においては、再保険会社の倒産などによる再保険金回収不能や過度の受取引による巨額損失の責任負担等が発生する事態が考えられます。当社では、このような事態を防止するために、取締役会において再保険細則を定め、再保険取引によるリスクを適切に管理するよう努めております。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクとは、株価・金利・為替などの市場の相場が変動すること、または与信先の破綻などにより保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクをいいます。

当社の運用資産は、国債を中心に構成されており、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに資産の自己査定を行い、適正な引当を行っております。また、金利リスクについては、統計的な手法に基づきリスク量を測定するほか、定期的にストレステストを実施することにより厳正なリスクの把握に努めております。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、自然災害等巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払い等によって資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利な価格で資産売却せざるを得なくなるリスクや、市場の混乱等により取引ができなかったり著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクをいいます。

当社では、流動性リスクへの対応策として、流動性リスクに関わる諸情報の収集・分析を行い、手元流動性の状況を把握するとともに、流動性確保等の資金繰り管理、再保険回収にかかるリスクの管理を行っております。

■ 事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員および保険募集人が所定の事務手順から逸脱した事務処理を行う等正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務リスクへの対応策として、お客さまからご契約のお申し込みをいただいた時からご契約の満了もしくは保険金のお支払い終了までの全期間を通じて、法令等を遵守した各種規程および事務処理マニュアルの整備と見直しに努め、これらを徹底することに全社一体となって取り組むとともに、事務処理の機械化を推進し、事務処理の効率化と一層のレベルアップに努めております。

■ システムリスク

システムリスクとは、システムの適切な運用が実施されなかったことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。具体的には、コンピュータのシステムダウンまたは誤作動・不備、コンピュータの不正使用および情報の漏洩等により当社が被るリスクのことです。

現代は、IT(情報技術)の発達によって、高度情報化社会が実現しており、そうしたITの飛躍的な進歩や情報ネットワーク社会の到来に伴って、企業における情報システムの役割と責任はますます大きくなってきております。また、コンピュータのシステムダウンや誤作動だけではなく、不正使用やインターネット等を介した情報漏洩のリスクも年々多様化、複雑化してきております。

当社では、情報システムのセキュリティ確保やお客さまの情報の適切な管理を行い、情報の漏洩を防ぐために、「セキュリティ・ポリシー」を策定し、システムを開発・運用する情報システム部門（以下「事務・情報企画部」という。）とシステムを利用する各部門の双方が、共通認識を持って、情報の保護と漏洩の排除に努めております。また、システムリスクの管理にあたっては、事務・情報企画部が中心となって、個々のシステムの管理および危機管理を実施しております。加えて、想定される地震等の大災害の巨大なリスクに対しては、「コンティンジェンシープラン」を策定して、対応策を明確にしております。

■ ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク

ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスクとは、ソルベンシー・マージン比率の低下の結果、経済的価値もしくはブランド等の無形的な価値が変動または毀損することにより、損失を被るリスクをいいます。当社は経営戦略・経営計画とソルベンシー・マージン比率との整合性に留意しつつ中長期的な観点から経営の健全性が損なわれることのないようリスクを適切に管理しております。

健全な保険数理に基づく 責任準備金の確認についての合理性および妥当性

長期の第三分野保険（所得補償保険、長期就業不能所得補償保険）については、ストレステストおよび負債十分性テストを実施することで責任準備金の積み立ての適切性を確保しております。

ストレステストでは、予め設定されている予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認します。具体的には、実績の保険事故発生率等に基づいて将来10年間の発生率に関するリスクを99.0%の確率でカバーすることができない場合、その不足額を危険準備金Ⅳとして積み立てます。また、リスクの97.7%をカバーすることができない場合、さらに負債十分性テストを実施し、追加して責任準備金を積み立てることの要否を検討します。

当社では、詳細な実施手続きを社内規程に定めており、それに基づき合理的かつ妥当なストレステストを実施しております。

ストレステストの結果、平成24年度は、十分なリスクをカバーしていることが確認されたため、危険準備金Ⅳおよび追加責任準備金の積み立ては行っておりません。

2. 会社の主要な業務に関する事項

■平成24年度の事業の概況	23
■主要な業務の状況を示す指標の推移	23
■業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	24
■経理に関する指標	27
■資産運用に関する指標	30
■特別勘定に関する指標	34
■責任準備金の残高	34
■期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	34
■事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	34



平成24年度の事業の概況

平成24年度のはわが国経済は、震災復興関連需要を中心に国内需要が堅調に推移し、また、政権交代による経済政策への期待感から、株価の回復や円安基調への転換等、年度末にかけて改善の動きが見られました。しかしながら、海外経済の減速の影響等を受け、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況の下、当社は、収入保険料の拡大と経営基盤の拡充を図りつつ、ガバナンスの強化等、業務改革に引き続き努めてまいりました。

当期の元受正味保険料は3,626百万円となり、前期に比べて221百万円、5.8%減収いたしました。元受正味保険料に受再正味保険料を加え、出再正味保険料を差し引いた正味収入保険料は、前期に比べて283百万円、7.2%減収し、3,652百万円となりました。

当期の正味支払保険金は934百万円となり、前期に比べて14百万円、1.5%減少いたしました。また、正味損害率は30.2%となり、前期より1.8ポイント上昇いたしました。

回収再保険見込額と既発生未報告損害に対する支払備金を加減した正味支払備金は、238百万円を繰り入れた結果、当期末残高は3,929百万円となりました。責任準備金は、96百万円を戻し入れた結果、当期末残高は2,554百万円となりました。

営業費及び一般管理費につきましては、経費の効率的支出に努めた結果、前期に比べて18百万円減少し、1,041百万円となりました。

また、資産運用収益は、安全性と流動性を確保するため、国債等の債券を中心に運用した結果、21百万円となりました。

以上の結果、経常利益は846百万円となり、法人税及び住民税等を控除した当期純利益は579百万円となりました。

今後の課題といたしましては、引き続き、傷害保険事業における事業基盤の拡大、安定化とともに、信用保険事業の更なる拡大により、企業収益の向上をめざすとともに、常にお客さまの視点に立ち、企業の社会的責任を自覚し、企業倫理の実践により、皆様から信頼される会社をめざしてまいります。

(注) 本誌（以下の諸表を含む）における保険料等の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。

主要な業務の状況を示す指標の推移（過去5事業年度）

(単位：百万円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
項目					
経常収益	3,663	3,851	3,697	3,993	3,785
経常利益	415	224	676	391	846
当期純利益	295	217	616	269	579
資本金 (発行済株式総数)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)
純資産額	2,980	3,199	3,791	4,075	4,665
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)	8,369 (-)	10,205 (-)	9,677 (-)	10,936 (-)	11,714 (-)
責任準備金残高	1,727	2,305	2,311	2,651	2,554
貸付金残高	-	1	1	1	1
有価証券残高	6,729	5,340	5,486	6,935	8,039
ソルベンシー・マージン比率*	1,808.3%	1,871.1%	2,377.5%	1,822.6%	1,834.1%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	76名	79名	81名	89名	95名
正味収入保険料	3,418	3,634	3,615	3,935	3,652

(注) ソルベンシー・マージン比率は、平成23年度末から現行基準が適用されており、平成22年度までの比率と異なる基準で算出されております。

*ソルベンシー・マージン比率：P.45の解説をご覧ください。

業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標（過去3事業年度）

■ 正味収入保険料

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		1	0	0
傷害		2,596	2,648	2,608
信用		1,018	1,286	1,043
合計		3,615	3,935	3,652

（注）正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

■ 元受正味保険料

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		53	55	54
傷害		2,411	2,506	2,529
信用		1,018	1,286	1,043
合計		3,482	3,848	3,626

（注）元受正味保険料＝元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

■ 受再正味保険料

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		1	0	0
傷害		194	151	89
信用		－	－	－
合計		195	152	90

（注）受再正味保険料＝受再保険料－（受再解約返戻金＋受再その他返戻金）

■ 支払再保険料

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		53	56	54
傷害		9	10	10
信用		－	－	－
合計		63	66	65

（注）支払再保険料＝出再保険料－（再保険返戻金＋その他再保険収入）

■ 解約返戻金

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		7	7	8
傷害		2	1	1
信用		－	－	－
合計		10	8	10

（注）解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

■ 保険引受利益

（単位：百万円）

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		△24	△83	△37
傷害		△46	△208	△33
信用		712	634	898
合計		640	342	827

（注）保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

■ 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		0	30	0
傷害		813	736	765
信用		449	182	168
合計		1,263	949	934

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

■ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		7	1,004	69
傷害		697	653	689
信用		449	182	168
合計		1,154	1,840	926

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

■ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		-	30	-
傷害		116	83	76
信用		-	-	-
合計		116	113	76

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

■ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災		7	1,004	68
傷害		0	0	0
信用		-	-	-
合計		7	1,005	68

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

■ 一人当たり保険料

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
従業員一人当たり元受正味保険料		42	43	38

(注) 従業員一人当たり元受正味保険料 = 元受正味保険料 ÷ 従業員数

■ 契約者配当金の額

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		269.0	1,734.0	2,003.0	8,005.5	4,601.9	12,607.5	2,560.7	7,345.1	9,905.8
傷害		35.8	56.5	92.3	32.3	54.1	86.4	33.9	54.8	88.7
信用		45.1	9.3	54.4	15.9	9.5	25.5	19.9	11.7	31.6
合計		38.5	43.8	82.3	28.4	40.4	68.8	30.2	43.3	73.5

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

■ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		14.0	23.5	37.5	48.2	40.1	88.3	71.9	31.2	103.2
傷害		40.9	57.2	98.1	53.2	53.9	107.1	40.8	55.1	95.9
信用		27.4	8.8	36.2	22.4	14.2	36.6	20.5	9.2	29.7
合計		36.4	42.4	78.9	45.7	44.1	89.8	34.7	39.4	74.1

(注) 1.地震保険に係る金額を除いて記載しております。

2.発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3.事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4.合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5.出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6.出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

■ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国内契約		100.0	100.0	100.0
海外契約		-	-	-

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

■ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合 (%)
平成23年度	1	100.0
平成24年度	1	100.0

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしております。

■ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・ 不明・BB以下)	合計
平成23年度	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-

(注) プール出再を除き、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者の該当はありません。

■ 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1 年度開始時の未収再保険金		0	1	1
2 当該年度に回収できる事由が発生した額		7	6	47
3 当該年度回収等		6	6	48
4 年度末の未収再保険金(1+2-3)		1	1	0

(注) 地震保険に係る金額を除いております。

経理に関する指標（過去3事業年度）

会社の主要な
業務に関する事項

■ 支払備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
	火災		3	0
傷害		3,123	3,682	3,856
信用		19	8	73
合計		3,146	3,690	3,929

■ 責任準備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
	火災		71	67
傷害		1,386	1,395	1,549
信用		853	1,189	940
合計		2,311	2,651	2,554

■ 責任準備金積立水準

区分		年度	平成23年度末	平成24年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約		標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		平準純保険料式	平準純保険料式
積立率			100.0%	100.0%

- (注) 1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
- 2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
- 3.積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

■ 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度				摘要	
	増減額	期末残高	増減額	期末残高	増加額	減少額		期末残高		
						目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	1	△0	1	2	-	1	2	
	個別貸倒引当金	3	4	△0	4	0	0	0	4	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	5	5	△0	5	2	0	1	6	
役員退職慰労引当金	-	11	△11	-	-	-	-	-	-	
賞与引当金	2	36	△2	33	32	33	-	-	32	
価格変動準備金	1	6	1	7	1	7	-	-	1	

(注) 退職給付引当金に関する事項は、P.38に記載しております。

■ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

■ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区分	平成22年度 期末残高	平成23年度 期末残高	平成24年度			摘要
			増加額	減少額	期末残高	
資本金	6,200	6,200	-	-	6,200	
うち既 発行株式	普通株式	(156,000株)	(-株)	(-株)	(156,000株)	
		6,200	-	-	6,200	
	計	(156,000株)	(-株)	(-株)	(156,000株)	
	6,200	6,200	-	-	6,200	
資本準備金 およびその他 資本剰余金	1,600	1,600	-	-	1,600	
	資本準備金	1,600	-	-	1,600	
	その他資本剰余金	-	-	-	-	
	計	1,600	-	-	1,600	
利益準備金 および 任意積立金	-	-	-	-	-	
	利益準備金	-	-	-	-	
	任意積立金	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	

■ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	39百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額はありせん。

■ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費		617	646	667
物件費		538	552	516
税金・拠出金		27	28	24
負担金		1	0	-
諸手数料及び集金費		532	536	543
合計		1,716	1,765	1,752

(注) 1.金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。
2.負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

■ 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成24年度償却額	償却累計額	平成24年度末残高	償却累計率
有形固定資産	39	3	7	31	19.4%
（建物）	(33)	(2)	(3)	(30)	(8.9%)
（その他の有形固定資産）	(5)	(0)	(4)	(0)	(84.0%)
無形固定資産	124	21	68	56	54.6%
合計	164	24	75	88	46.2%

■ 固定資産処分益

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有形固定資産		-	-	-
（建物）		(-)	(-)	(-)
（その他の有形固定資産）		(-)	(-)	(-)
無形固定資産		-	-	-
合計		-	-	-

■ 固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有形固定資産		0	-	-
（建物）		(-)	(-)	(-)
（その他の有形固定資産）		(0)	(-)	(-)
無形固定資産		-	-	-
合計		0	-	-

資産運用に関する指標（過去3事業年度）

■ 資産運用方針

当社は、資産運用に当たって、将来の保険金支払い等に備えるべく、安全性・流動性の確保を第一とし、保険種目に
応じた負債特性を考慮した資産運用を行っております。また、リスク管理にも十分留意した資産運用を行っております。

■ 現金および預貯金

（単位：百万円）

区分	年度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
現金		－	－	－
預貯金		3,774	3,480	3,242
（郵便振替・郵便貯金）		（ 0）	（ 0）	（ 0）
（当座預金）		（ －）	（ －）	（ －）
（普通預金）		（ 1,523）	（ 779）	（ 1,031）
（通知預金）		（ －）	（ －）	（ －）
（定期預金）		（ 2,250）	（ 2,700）	（ 2,210）
合計		3,774	3,480	3,242

■ 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分	年度	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
			構成比		構成比		構成比
預貯金		3,774	39.0%	3,480	31.8%	3,242	27.7%
コールローン		－	－	－	－	－	－
買現先勘定		－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金		－	－	－	－	－	－
買入金銭債権		－	－	－	－	－	－
商品有価証券		－	－	－	－	－	－
金銭の信託		－	－	－	－	－	－
有価証券		5,486	56.7%	6,935	63.4%	8,039	68.6%
貸付金		1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
土地・建物		6	0.1%	33	0.3%	30	0.3%
運用資産計		9,268	95.8%	10,450	95.6%	11,313	96.6%
総資産		9,677	100.0%	10,936	100.0%	11,714	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用資産利回り

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	年度	利回り	年度	利回り	年度	利回り
預貯金	4	0.14%	3	0.10%	3	0.09%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	30	0.55%	27	0.42%	18	0.25%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	35	0.40%	30	0.31%	21	0.20%
その他	0	—	0	—	—	—
合計	35	—	30	—	21	—

- (注) 1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。
 2.平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。
 3.「資産運用利回り（実現利回り）」は、平成22年度は0.40%、平成23年度は0.31%、平成24年度は0.10%であります。
 4.利回りの計算方法
 (1) 運用資産利回り（インカム利回り）＝利息及び配当金収入÷月平均運用額
 (2) 資産運用利回り（実現利回り）＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）÷月平均運用額

■ 海外投融資残高および構成比および海外投融資利回り

該当事項はありません。

■ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

■ 保有有価証券の種類別残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末	
			構成比		構成比		構成比
国債		3,311	60.3%	4,862	70.1%	7,212	89.7%
地方債		—	—	—	—	323	4.0%
社債		2,175	39.7%	2,073	29.9%	502	6.3%
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
合計		5,486	100.0%	6,935	100.0%	8,039	100.0%

■ 保有有価証券利回り（インカム利回り）

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公社債		0.55%	0.42%	0.25%
株式		—	—	—
外国証券		—	—	—
その他の証券		—	—	—
合計		0.55%	0.42%	0.25%

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
		平成22年度末	国債	2,899	—	199	212	
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	400	894	—	881	—	—	2,175
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	3,299	894	199	1,093	—	—	5,486
平成23年度末	国債	4,449	—	412	—	—	—	4,862
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,166	504	—	402	—	—	2,073
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	5,615	504	412	402	—	—	6,935
平成24年度末	国債	6,499	199	513	—	—	—	7,212
	地方債	—	—	—	323	—	—	323
	社債	200	302	—	—	—	—	502
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	6,699	502	513	323	—	—	8,039

■ 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

■ 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
		平成22年度末	－	0	0	－	－	－
平成23年度末		－	1	－	－	－	－	1
平成24年度末	変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利	0	0	－	－	－	－	1
	合計	0	0	－	－	－	－	1

■ 担保別貸付金残高

貸付金残高はすべて、福利厚生用従業員向け貸付であり、担保は取得しておりません。

■ 用途別の貸付金残高および構成比

貸付金残高はすべて、福利厚生用従業員向け貸付となっております。

■ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

貸付金残高はすべて、福利厚生用従業員向け貸付となっております。

■ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

貸付金残高はすべて、福利厚生用従業員向け貸付となっております。

■ 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
土地		－	－	－
建物		6	33	30
建設仮勘定		－	－	－
小計		6	33	30
リース資産		－	－	－
その他の有形固定資産		17	1	0
合計		24	34	31

(注) 上記有形固定資産は、すべて営業用であります。

■ 長期性資産

該当事項はありません。

特別勘定に関する指標（過去3事業年度）

■ 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

■ 特別勘定資産

該当事項はありません。

■ 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

責任準備金の残高（過去3事業年度）

（単位：百万円）

年度 種目	平成22年度末						平成23年度末						平成24年度末					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	43	28	0	-	-	71	38	28	0	-	-	67	36	28	0	-	-	65
傷害	781	601	0	3	-	1,386	735	654	2	3	-	1,395	840	706	0	2	-	1,549
信用	749	103	-	-	-	853	1,044	145	-	-	-	1,189	761	178	-	-	-	940
合計	1,574	733	0	3	-	2,311	1,818	827	2	3	-	2,651	1,638	913	0	2	-	2,554

期首時点支払備金（見積み額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前 発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前 発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積み差額
平成20年度	2,483	715	1,676	91
平成21年度	2,847	950	2,025	△128
平成22年度	2,778	805	2,101	△128
平成23年度	2,830	626	2,520	△316
平成24年度	3,415	665	2,843	△93

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.地震保険に係る金額を除いて記載しております。
3.当期把握見積み差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積み額の推移表

■ 傷害

（単位：百万円）

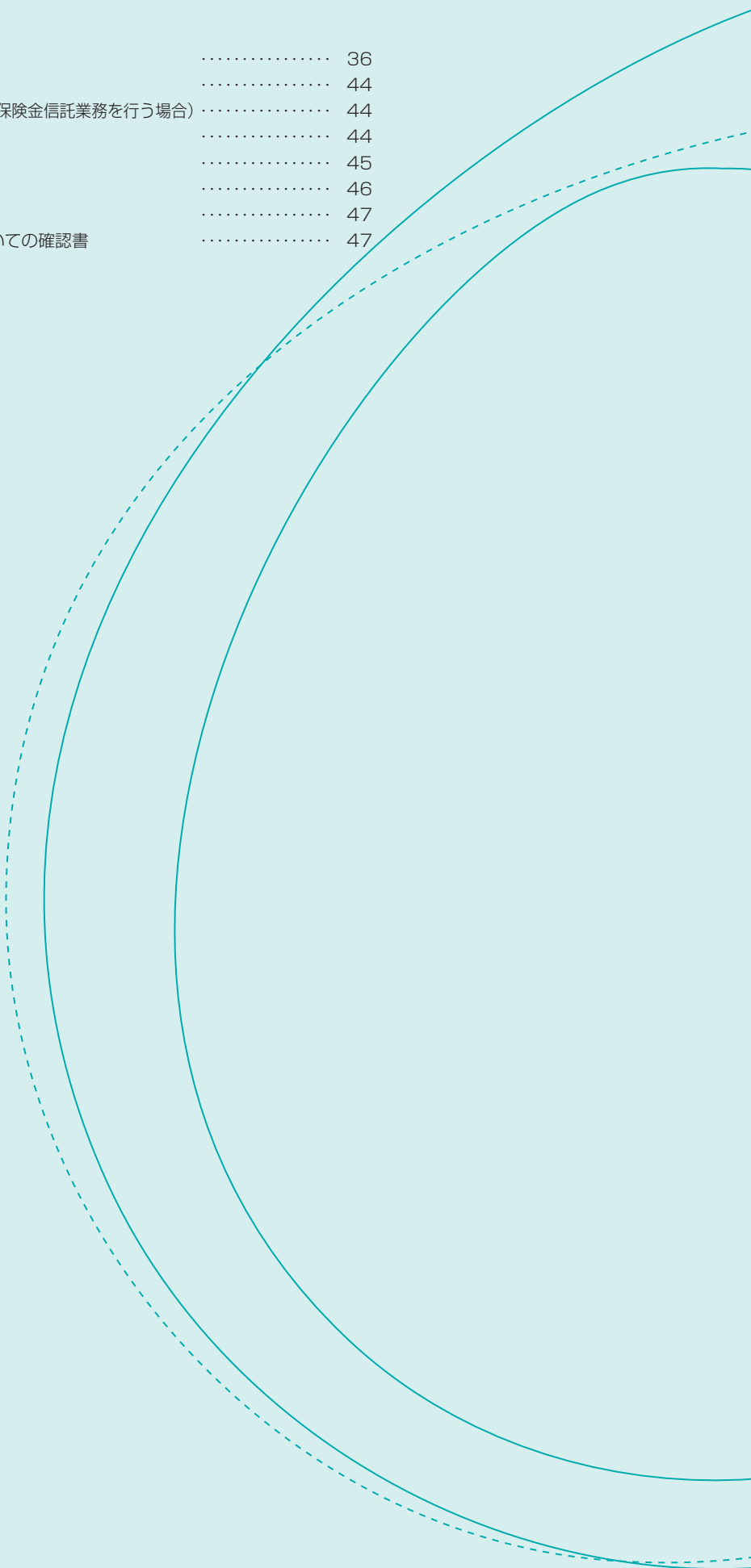
事故発生年度	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金	715			709			721			924			778		
＋															
支払備金															
最終損害見積み額	733			906			682			954			778		
累計保険金	488			516			334			225			33		
支払備金	245			389			347			728			745		

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

3. 財産の状況

■ 計算書類	36
■ リスク管理債権	44
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況(保険金信託業務を行う場合)	44
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	44
■ ソルベンシー・マージン比率	45
■ 時価情報等	46
■ 備考	47
■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性についての確認書	47

3



計算書類（過去2事業年度）

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	年度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)						
現金及び預貯金		3,480	31.8	3,242	27.7	△6.9
預貯金		3,480	31.8	3,242	27.7	△6.9
有価証券		6,935	63.4	8,039	68.6	15.9
国債		4,862	44.5	7,212	61.6	48.3
地方債		—	—	323	2.8	—
社債		2,073	19.0	502	4.3	△75.7
貸付金		1	0.0	1	0.0	0.0
一般貸付		1	0.0	1	0.0	0.0
有形固定資産		34	0.3	31	0.3	△8.0
建物		33	0.3	30	0.3	△7.4
その他の有形固定資産		1	0.0	0	0.0	△25.7
無形固定資産		70	0.6	56	0.5	△19.8
ソフトウェア		70	0.6	56	0.5	△19.8
その他の無形固定資産		0	0.0	0	0.0	0.0
その他資産		419	3.8	350	3.0	△16.5
未収保険料		10	0.1	4	0.0	△57.8
代理店貸		85	0.8	90	0.8	5.6
共同保険貸		4	0.0	4	0.0	3.8
再保険貸		3	0.0	1	0.0	△42.3
外国再保険貸		0	0.0	0	0.0	△33.0
未収金		150	1.4	84	0.7	△44.0
未収収益		14	0.1	4	0.0	△66.3
預託金		93	0.9	93	0.8	△0.4
仮払金		56	0.5	65	0.6	17.3
貸倒引当金		△5	△0.0	△6	△0.1	—
資産の部合計		10,936	100.0	11,714	100.0	7.1

■ 貸借対照表の注記（平成24年度）

- 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
- 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。

また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

(単位：百万円、%)

科目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)					
保険契約準備金	6,342	58.0	6,484	55.4	2.2
支払備金	3,690	33.7	3,929	33.5	6.5
責任準備金	2,651	24.2	2,554	21.8	△3.7
その他負債	430	3.9	476	4.1	10.8
共同保険借	11	0.1	9	0.1	△14.3
再保険借	15	0.1	15	0.1	0.4
外国再保険借	0	0.0	0	0.0	5.8
未払法人税等	174	1.6	232	2.0	33.2
未払金	119	1.1	91	0.8	△23.8
仮受金	108	1.0	127	1.1	17.3
退職給付引当金	46	0.4	50	0.4	7.3
賞与引当金	33	0.3	32	0.3	△4.6
特別法上の準備金	7	0.1	1	0.0	△79.7
価格変動準備金	7	0.1	1	0.0	△79.7
繰延税金負債	0	0.0	4	0.0	4,553.2
負債の部合計	6,861	62.7	7,049	60.2	2.7
(純資産の部)					
資本金	6,200	56.7	6,200	52.9	0.0
資本剰余金	1,600	14.6	1,600	13.7	0.0
資本準備金	1,600	14.6	1,600	13.7	0.0
利益剰余金	△3,725	△34.1	△3,145	△26.9	-
その他利益剰余金	△3,725	△34.1	△3,145	△26.9	-
繰越利益剰余金	△3,725	△34.1	△3,145	△26.9	-
株主資本合計	4,074	37.3	4,654	39.7	14.2
その他有価証券評価差額金	0	0.0	11	0.1	1,201.4
評価・換算差額等合計	0	0.0	11	0.1	1,201.4
純資産の部合計	4,075	37.3	4,665	39.8	14.5
負債及び純資産の部合計	10,936	100.0	11,714	100.0	7.1

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。

7. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。

8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

10. 保険業法施行規則第70条第3項に基づき、責任準備金を追加して積み立てることとしております。

これにより、当期末において、積み立てている額はありません。

11. 有形固定資産の減価償却累計額は、7百万円であります。

12. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額ならびに延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額はありません。

13. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△222百万円
年金資産	151百万円
未積立退職給付債務	△71百万円
未認識数理計算上の差異	33百万円
未認識過去勤務債務	△2百万円
貸借対照表計上額の純額	△40百万円
前払年金費用	9百万円
退職給付引当金	△50百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	退職一時金 1.2%
	企業年金基金 1.5%
期待運用収益率	2.5%
過去勤務債務の処理年数	16.7年
数理計算上の差異の処理年数	17.4年～19.7年

14. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	3,934百万円
上記に係る出再支払備金	4百万円
差引(イ)	3,929百万円
地震保険に係る支払備金(口)	－百万円
計 (イ)+(口)	3,929百万円

15. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,398百万円
上記に係る出再責任準備金	1,759百万円
差引(イ)	1,638百万円
その他責任準備金(口)	916百万円
計 (イ)+(口)	2,554百万円

16. 関係会社との金銭債権は22百万円、金銭債務は29百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額は、29,904円92銭であります。

18. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

この変更は、当社の本社移転を機に、有形固定資産の使用実態の見直しを行った結果、耐用年数にわたり每期安定的な使用が見込まれることから、定額法が合理的であると判断したことによるものであります。

なお、この変更による当事業年度の経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

当期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性、流動性、収益性を総合的に検討しながらリスク管理に十分留意し、債券、預金等による資産運用を行っております。また、負債特性に留意し、流動性に配慮した投資期間としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、債券等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少するなど、市場関連リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券などは、発行体等の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「リスク管理基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置しております。また、管理対象リスクごとに管理主管部署を定め、主管部署が「リスク管理基本方針」、「資産運用リスク管理規程」及び「流動性リスク管理規程」に従い、適切にリスク管理を行い、定期的にリスク管理委員会にリスク管理状況を報告しております。

①資産運用リスク(市場関連リスク・信用リスク)の管理

当社では、運用資産を国債、地方債、社債等を中心に構成し、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに、適正に資産の自己査定を行っております。

②流動性リスクの管理

当社では、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生時の保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	3,242	3,242	－
(2)有価証券	8,039	8,046	7
満期保有目的の債券	199	206	7
その他有価証券	7,839	7,839	－
資産計	11,281	11,288	7

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

1)現金及び預貯金

現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	2,210	－	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	－	200	－	－
その他有価証券				
国債	6,500	500	－	－
地方債	－	－	300	－
社債	200	300	－	－
合計	8,910	1,000	300	－

(注3)有価証券の保有目的ごとの区分における時価等

1)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	199	206	7
合計		199	206	7

2)その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	6,539	6,523	16
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,299	1,299	△0
合計		7,839	7,823	16

■ 損益計算書

(単位：百万円、%)

科目		年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	増減率
経常損益の部	経常収益		3,993	3,785	△5.2
	保険引受収益		3,935	3,748	△4.7
	正味収入保険料		3,935	3,652	△7.2
	積立保険料等運用益		0	—	△100.0
	責任準備金戻入額		—	96	—
	資産運用収益		31	21	△29.4
	利息及び配当金収入		30	21	△30.0
	有価証券償還益		0	0	9.0
	積立保険料等運用益振替		△0	—	—
	その他経常収益		27	14	△47.8
	貸倒引当金戻入額		0	—	△100.0
	その他経常収益		27	14	△46.9
	経常費用		3,602	2,938	△18.4
	保険引受費用		2,539	1,884	△25.8
	正味支払保険金		949	934	△1.5
	損害調査費		169	168	△0.6
	諸手数料及び集金費		536	543	1.3
	支払備金繰入額		544	238	△56.2
	責任準備金繰入額		340	—	△100.0
	資産運用費用		0	11	5,475.1
	有価証券償還損		0	11	5,475.1
	営業費及び一般管理費		1,059	1,041	△1.7
	その他経常費用		3	1	△54.6
貸倒引当金繰入額		—	1	—	
その他の経常費用		3	0	△95.8	
	経常利益		391	846	116.0
特別損益の部	特別利益		—	6	—
	価格変動準備金戻入額		—	6	—
	特別損失		9	—	△100.0
	減損損失		7	—	△100.0
	価格変動準備金繰入額		1	—	△100.0
税引前当期純利益			382	852	122.8
法人税及び住民税			113	273	142.0
当期純利益			269	579	114.8

■ 損益計算書の注記（平成24年度）

1. 関係会社との取引による収益総額は777百万円、費用総額は379百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	3,717百万円
支払再保険料	65百万円
差引	3,652百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	1,003百万円
回収再保険金	68百万円
差引	934百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	556百万円
出再保険手数料	12百万円
差引	543百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	239百万円
同上にかかる出再支払備金	0百万円
差引(イ)	238百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(口)	-1百万円
計 (イ)+(口)	238百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△268百万円
同上にかかる出再責任準備金	△88百万円
差引(イ)	△179百万円
その他責任準備金繰入額(口)	82百万円
計 (イ)+(口)	△96百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息	18百万円
計	21百万円

3. 当期における法定実効税率は、33.33%であります。

4. 1株当たりの当期純利益は、3,713円65銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

退職給付費用及びその内訳

勤務費用	22百万円
利息費用	3百万円
期待運用収益	△3百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1百万円
過去勤務債務の費用処理額	△0百万円
退職給付費用	24百万円
確定拠出年金への掛金支払額	2百万円
計	27百万円

6. 関連当事者との取引に関する主な事項は、次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高(百万円)
親会社	日立キャピタル株式会社	東京都港区	9,983	金融サービス	被所有 直接79.4%	当社保険の販売 役員の兼任	信用保険取引	正味収入 保険料 718 正味支払 保険金 97	未収保険料 4

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針

信用保険取引については、一般の取引と同様の条件をもって決定しております。

7. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		382	852
減価償却費		29	24
減損損失		7	—
支払備金の増減額 (△は減少)		544	238
責任準備金の増減額 (△は減少)		340	△96
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△0	1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△1	3
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△11	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△2	△1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		1	△6
利息及び配当金収入		△30	△21
有価証券関係損益 (△は益)		△0	11
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△74	59
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△24	6
小計		1,160	1,071
利息及び配当金の受取額		53	33
法人税等の支払額		△3	△213
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,209	892
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		△450	490
有価証券の取得による支出		△9,404	△14,120
有価証券の売却・償還による収入		7,950	13,018
資産運用活動計		△1,904	△612
(営業活動及び資産運用活動計)		(△695)	(279)
有形固定資産の取得による支出		△17	△20
有形固定資産の売却による収入		0	—
その他		△31	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,953	△641
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△744	251
現金及び現金同等物期首残高		1,524	780
現金及び現金同等物期末残高		780	1,032

■ キャッシュ・フロー計算書の注記 (平成24年度)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	3,242百万円
有価証券	8,039百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,210百万円
現金同等物以外の有価証券	△8,039百万円
現金及び現金同等物	1,032百万円

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
株主資本			
資本金			
当期首残高		6,200	6,200
当期変動額		-	-
当期末残高		6,200	6,200
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		1,600	1,600
当期変動額		-	-
当期末残高		1,600	1,600
資本剰余金合計			
当期首残高		1,600	1,600
当期変動額		-	-
当期末残高		1,600	1,600
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		△3,994	△3,725
当期変動額			
当期純利益		269	579
当期変動額合計		269	579
当期末残高		△3,725	△3,145
利益剰余金合計			
当期首残高		△3,994	△3,725
当期変動額			
当期純利益		269	579
当期変動額合計		269	579
当期末残高		△3,725	△3,145
株主資本合計			
当期首残高		3,805	4,074
当期変動額			
当期純利益		269	579
当期変動額合計		269	579
当期末残高		4,074	4,654
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高		△13	0
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		14	10
当期変動額合計		14	10
当期末残高		0	11
評価・換算差額等合計			
当期首残高		△13	0
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		14	10
当期変動額合計		14	10
当期末残高		0	11
純資産合計			
当期首残高		3,791	4,075
当期変動額			
当期純利益		269	579
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		14	10
当期変動額合計		283	589
当期末残高		4,075	4,665

■ 株主資本等変動計算書の注記（平成24年度）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	156	-	-	156
自己株式	-	-	-	-
合計	156	-	-	156

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

■ 1株当たり配当等

指標	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		3,953円26銭	1,728円61銭	3,713円65銭
1株当たり純資産額		24,306円80銭	26,125円79銭	29,904円92銭
従業員1人当たり総資産		119百万円	122百万円	123百万円

リスク管理債権（過去3事業年度）

（単位：百万円）

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
破綻先債権		—	—	—
延滞債権		—	—	—
3カ月以上延滞債権		—	—	—
貸付条件緩和債権		—	—	—
合計		—	—	—

- (注) 1.破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3.3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権（過去3事業年度）

（単位：百万円）

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危険債権		—	—	—
要管理債権		—	—	—
正常債権		1	1	1
合計		1	1	1

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
- 3.要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金（注1および2に掲げる債権を除く。）および貸付条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および2に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く。）））であります。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権であります。

ソルベンシー・マージン比率（過去3事業年度）

財産の状況

項目	年度	(単位：百万円)			【参考】
		平成22年度末 旧基準	平成23年度末 現行基準	平成24年度末 現行基準	平成22年度末 現行基準
(A) ソルベンシー・マージン総額		4,536	4,914	5,585	4,536
資本金又は基金等(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)		3,805	4,074	4,654	3,805
価格変動準備金		6	7	1	6
危険準備金		0	2	0	0
異常危険準備金		736	827	913	736
一般貸倒引当金		1	1	2	1
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90%(評価損の場合は100%)		△13	0	14	△13
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		－	－	－	－
払戻積立金超過額		－	－	－	－
負債性資本調達手段等		－	－	－	－
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－	－	－
控除項目		－	－	－	－
その他		－	－	－	－
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$		381	539	609	564
一般保険リスク (R ₁)		304	448	521	473
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		－	0	－	－
予定利率リスク (R ₃)		0	0	0	0
資産運用リスク (R ₄)		130	218	220	194
経営管理リスク (R ₅)		14	20	22	21
巨大災害リスク (R ₆)		36	19	19	32
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		2,377.5%	1,822.6%	1,834.1%	1,605.8%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「現行基準」とは、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号、平成24年内閣府令第18号、及び平成24年金融庁告示第33号（いずれも平成24年3月31日から適用）の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは、当該改正内容を反映前の基準であります。

[ソルベンシー・マージン比率]

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（「一般保険リスク」…上表のR₁、「第三分野保険の保険リスク」…上表のR₂）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 予定利率上の危険（「予定利率リスク」…上表のR₃）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険（「資産運用リスク」…上表のR₄）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険（「経営管理リスク」…上表のR₅）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び下記⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険（「巨大災害リスク」…上表のR₆）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- なお、ソルベンシー・マージン比率の計算には、平成23年度末（平成24年3月31日）から現行基準が適用されておりますが、平成22年度末（平成23年3月31日）についても、現行基準に基づいて試算した金額及び数値を参考表示しております。

時価情報等（過去2事業年度）

1.有価証券

■ 売買目的有価証券

該当事項はありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分		年度	平成23年度			平成24年度		
			貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債		199	208	8	199	206	7
	株式		-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			-	-	-	-	-	-
合計			199	208	8	199	206	7

■ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分		年度	平成23年度			平成24年度		
			取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債		317	331	13	6,523	6,539	16
	株式		-	-	-	-	-	-
	外国証券		-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-
	小計		317	331	13	6,523	6,539	16
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債		6,417	6,404	△12	1,299	1,299	△0
	株式		-	-	-	-	-	-
	外国証券		-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-
	小計		6,417	6,404	△12	1,299	1,299	△0
合計			6,735	6,736	0	7,823	7,839	16

■ 当期中に売却した満期保有目的の債券およびその他有価証券

該当事項はありません。

■ 時価のない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

該当事項はありません。

■ その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額

（単位：百万円）

区分		年度・償還時期	平成23年度				平成24年度			
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
公社債			5,617	900	400	-	6,700	1,000	300	-
その他			-	-	-	-	-	-	-	-
合計			5,617	900	400	-	6,700	1,000	300	-

2. 金銭の信託

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引 (7.に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

備考

- 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表および損益計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性についての確認書

2013年6月12日

日立キャピタル損害保険株式会社
取締役社長 本多 洋

経営者確認書

私は、当社の2012年4月1日から2013年3月31日まで第19期に係る財務諸表に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されている旨及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

また、この確認を行うにあたって、当社は、適切な資料を作成・報告するための内部統制体制等の整備に努めております。

4. 会社の概況と組織

■ 組織	49
■ 株主・株式の状況	50
■ 役員の状況	52
■ 従業員の状況	53
■ 保険会社およびその子会社等の概況	53

4

■ 組織図



■ 本店所在地

東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル (TEL: 代表03-5276-1391)
 当社は現在、国内支店を有していません。

■ 海外ネットワーク

当社は現在、海外に子会社、出資会社、駐在員事務所、代理店などの活動拠点を有していません。

株主・株式の状況

■ 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から3か月以内に開催いたします。
- 決算期日 3月31日
- 公告方法 電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
決算公告については当社ホームページをご参照ください。
〔<http://www.hitachi-ins.co.jp/>〕

■ 株主総会

- 臨時株主総会
臨時株主総会が、平成24年9月28日、当社本店会議室において開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項

- 第1号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

- 定時株主総会
第19回定時株主総会が、平成25年6月12日、当社本店会議室において開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

- 第19期〔平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）〕事業報告及び計算書類報告の件
上記の内容について報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

- 第2号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

■ 株式の分布状況

(平成25年7月1日現在)

区分	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する割合 (%)
その他法人	2	156,000	100
合計	2	156,000	100

■ 株主

(平成25年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日立キャピタル株式会社	東京都港区西新橋 2-15-12	123,800	79.4
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 1-26-1	32,200	20.6
合計	—	156,000	100.0

■ 資本金の推移

年月日	発行済株式総数 (株)		資本金 (百万円)		資本準備金 (百万円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成6年 6月21日	—	60,000	—	3,000.0	—	—	設立
平成8年11月30日	20,000	80,000	1,000.0	4,000.0	—	—	株主に対する割当増資
平成12年3月24日	10,000	90,000	500.0	4,500.0	—	—	株主に対する割当増資
平成13年3月27日	2,000	92,000	100.0	4,600.0	—	—	株主に対する割当増資
平成20年1月31日	22,100	114,100	552.5	5,152.5	552.5	552.5	株主に対する割当増資
平成20年3月28日	41,900	156,000	1,047.5	6,200.0	1,047.5	1,600.0	有償 第三者割当増資

■ 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式数 (株)	発行総額 (百万円)	摘要
普通株式	平成20年1月31日	22,100	1,105	株主割当 発行価額5万円
普通株式	平成20年3月28日	41,900	2,095	有償 第三者割当 発行価額5万円

■ 最近の社債発行

該当事項はありません。

役員 の 状 況

(平成25年7月1日現在)

■ 取締役

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴
代表取締役 取締役社長	本多 洋 ほんだ ひろし (昭和29年7月5日生)	昭和54年 4月 日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社 平成16年 7月 同社本社第五営業本部営業部長 平成17年 9月 同社金融サービス事業本部営業部長 平成18年 4月 同社金融サービス事業本部流動化・手形レス事業部長 平成21年 1月 同社金融サービス事業本部長 平成21年 6月 同社金融サービス事業本部長 兼当社取締役 平成21年 7月 同社金融サービス事業本部長 兼当社取締役 兼ファイナンシャルブリッジ株式会社取締役社長 平成22年 4月 同社金融サービス事業本部副本部長 兼当社取締役 兼ファイナンシャルブリッジ株式会社取締役社長 平成24年 4月 当社代表取締役 取締役社長 (現職)
取締役	堀越 伸也 ほりこし のぶや (昭和40年8月7日生)	平成14年 6月 日立キャピタル株式会社入社 日立クレジット証券株式会社 (現DBJ証券株式会社) 出向 平成17年 9月 日立キャピタル株式会社 金融サービス事業本部事業企画部長 兼保険事業推進部長 平成19年 7月 同社経営企画部門事業開発グループ主幹 平成21年 4月 当社事業開発部長 平成23年 4月 当社事業統括 兼事業開発部長 平成24年 4月 当社取締役 (経営管理本部長 兼 BAI事業本部長) (現職)
取締役 (非常勤)	川部 誠治 かわべ せいじ (昭和30年9月3日生)	昭和55年 4月 日立リース株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社 平成12年10月 同社関西第一法人営業支店営業第二部長 平成14年 4月 同社関西法人営業支店長 平成15年 4月 同社本社第一営業本部長 平成16年 4月 同社業務役員 (本社第一営業本部長) 同社業務役員 平成18年 2月 (本社第一営業本部長 兼 本社リース事業部門副部門長) 同社業務役員 平成19年 9月 (東京第二営業本部副本部長 兼 営業統括部門副部門長) 平成20年 4月 同社執行役常務 (営業統括部門副部門長) 平成21年 4月 同社執行役常務 (営業統括部門長) 平成22年 4月 同社執行役常務 (法人事業本部長 兼 金融サービス事業本部長) 平成24年 4月 同社執行役専務 兼 当社取締役 (現職)

(注) 取締役の川部誠治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

■ 監査役

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役 (常勤)	小野 秀樹 おの ひでき (昭和26年11月16日生)	昭和50年 4月 東洋信託銀行入社 平成14年 1月 UFJ信託銀行 池袋支店長 平成18年 4月 三菱UFJ信託銀行 監査部主任参事役 平成20年 6月 日立キャピタル株式会社入社 日立キャピタル信託株式会社 内部監査室長 平成22年 8月 日立キャピタル株式会社 監査室主査 兼日立キャピタル信託株式会社 内部監査室長 平成23年12月 日立キャピタル株式会社 監査室員 平成24年 1月 兼日立キャピタル債権回収株式会社 監査役 兼日立キャピタル信託株式会社 内部監査室員 平成24年 6月 日立キャピタル債権回収株式会社 監査役退任 平成24年10月 兼当社監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	百井 啓二 ももい けいじ (昭和31年9月17日生)	昭和54年 4月 日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社 平成12年 2月 同社経理部事務管理グループ部長 平成16年 1月 当社監査役 平成17年11月 日立キャピタル株式会社入社 同社経理部長 平成18年 2月 当社監査役退任 日立キャピタル株式会社 執行役常務 (財務部門長) 平成19年 6月 同社執行役常務 (財務部門長) 兼 当社監査役 平成24年 4月 同社執行役常務 (品質保証本部長) 兼 当社監査役 平成25年 4月 同社執行役常務 (品質保証本部長 兼 スマトラプロジェクト推進本部長) 兼 当社監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	山中 敏弘 やまなか としひろ (昭和32年4月13日生)	昭和56年 4月 日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社 平成16年 4月 日立キャピタルオートリース株式会社入社 平成20年 4月 同社人事法務部長 平成22年 4月 同社業務本部長 平成22年10月 日立キャピタル株式会社入社 同社取締役室部長 (現職) 兼当社監査役 (現職)

(注) 監査役の小野秀樹、百井啓二および山中敏弘の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 現状

従業員数	95名
平均年齢	44.1歳
平均勤続年数	5.3年
平均年間給与	5,708千円

(注) 1.従業員には社外から当社への出向社員および契約社員を含み、当社から社外への出向社員および退職者を含んでおりません。
 2.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。
 3.平均年間給与は賞与および基準外賃金を含みます。

■ 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目標とし、創業以来現在まで原則として新卒採用を行わず、即戦力となる人材の確保を優先しています。

■ 福利厚生制度

以下の制度があります。

- 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- 団体長期障害所得補償保険（GLTD）
- 退職金制度
- 企業年金基金制度
- 慶弔金支給制度
- 特別弔慰金・見舞金支給制度
- 育児休職制度
- 介護休職制度
- 財産形成貯蓄制度
- 日立キャピタルグループ持株会制度
- 育英資金支給制度

保険会社およびその子会社等の概況

■ 保険会社およびその子会社等の主要な概況

当社は現在、子会社を有しておりません。

日立キャピタルグループ

日立キャピタル株式会社

創 業：1957年9月10日
資 本 金：99億83百万円
連結取扱高：1兆6,319億90百万円
連結従業員数：4,920名

<http://www.hitachi-capital.co.jp>

●金融サービス

■ 国内グループ会社

沖縄日立キャピタル株式会社

(設立年度：1968年/資本金：3,000万円)
●情報通信・医療機器のリース
●自動車のリースおよびローン
●リフォームローン
●家電のクレジット

日立キャピタルオートリース株式会社

(設立年度：1989年/資本金：3億円)
●法人向オートリースおよび車輛管理業務
●マイカーリース
●各種損害保険の販売

積水リース株式会社

(編入年度：2002年/資本金：1億円)
●総合リース業
●各種ローン業

株式会社日本ビジネスリース

(編入年度：2013年/資本金：100億円)
●総合リース業

日立キャピタルコミュニティ株式会社

(設立年度：2004年/資本金：8,000万円)
●商業・住宅施設の開発・運営・管理

日立キャピタル信託株式会社

(設立年度：2005年/資本金：10億円)
●金銭債権・動産・金銭・不動産・有価証券などの信託業務
●信託受益権の販売業務

日立キャピタル損害保険株式会社

(編入年度：2004年/資本金：62億円)
●損害保険業
●他の保険会社の業務の代理または事務の代行

日立キャピタル債権回収株式会社

(設立年度：1983年/資本金：5億円)
●サービサー法に基づく特定金銭債権の回収管理・債権買取業務

第一信用保証株式会社

(編入年度：2000年/資本金：1,000万円)
●住宅ローン債権の回収フォロー業務・債権保全業務

日立トリプルウィン株式会社

(設立年度：2000年/資本金：5,000万円)
●給与計算・経理出納業務におけるアウトソーシングサービス
●国民年金保険料収納業務

日立キャピタルサービス株式会社

(設立年度：1989年/資本金：1億3,000万円)
●リース物件の管理業務の代行
●中古資産引取・リサイクル業務
●TVレンタル業務

ファイナンシャルブリッジ株式会社

(編入年度：2009年/資本金：5,000万円)
●一括ファクタリング業務のアウトソーシングサービスの提供

■ 海外グループ会社

Hitachi Capital (UK) PLC

(設立年度：1982年/資本金：10,668千英ポンド)
●産業機器などのリース並びにクレジット
●債権買取
●パソコン・家具・家電品などのクレジット

Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd.

(編入年度：1991年/資本金：1,700千英ポンド)
●自動車・商業車のリース
●フリートマネジメント

Hitachi Capital America Corp.

(設立年度：1989年/資本金：13,000千米ドル)
●情報通信・産業機器・トラックなどのリース

Hitachi Capital Canada Corp.

(設立年度：2012年/資本金：5百万カナダドル)
●商用トラックのファイナンスおよびディーラ向け在庫金融

日立租賃（中国）有限公司

(設立年度：2005年/資本金：50,000千米ドル)
●医療機器・産業機器などのリース

Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd.

(設立年度：1975年/資本金：10,000千香港ドル)
●情報通信・産業機器などのリース並びにクレジット
●自動車・パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット

Hitachi Capital Singapore Pte. Ltd.

(設立年度：1982年/資本金：3,000千シンガポールドル)
●情報通信・産業機器などのリース並びにクレジット
●パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット

Hitachi Capital (Thailand) Co., Ltd.

(設立年度：2008年/資本金：100,000千タイバーツ)
●情報通信・産業機器などのリースおよびクレジット

First Peninsula Credit Sdn. Bhd.

(編入年度：2011年/資本金：3,000千マレーシアリングギット)
●リビルトトラックのファイナンスおよび保険代理業

PT. Arthaasia Finance

(編入年度：2012年/資本金：100,000,000千インドネシアルピア)
●商用車ファイナンスおよび保険代理店事業

※数値は2013年3月現在



日立キャピタル損保の現状 2013

平成25年7月発行

日立キャピタル損害保険株式会社
経営企画部

KK0001 1307-01

日立キャピタル
HITACHI

 **日立キャピタル損害保険株式会社**

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル
Tel:03-5276-1391 Fax:03-5276-0098
URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>